

社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会  
ふれあいサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 ふれあいサロン事業（以下「サロン」という。）は、地域に住む子どもから高齢者までが身近なところで気軽に集まることができる「つどいの場」をつくることにより、地域住民が相互に心の交流を図り、いつまでも安心していきいきとした生活を送ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 サロンの実施主体は、社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会（以下、「社協」）及び各地区社会福祉協議会（以下各地区社協）とする。

(対象者の範囲)

第3条 サロンの対象者は、ひとり暮らし、虚弱のため家に閉じこもりがちな高齢者、障害者とその家族、子育て中の親等、社会的孤立・不安を抱える人々を含めた地域住民とする。

(活動内容)

第4条 サロンの活動は、参加者が主体的に運営していくことを基本として、相互に話し合い、できるだけ多くの対象者が参加しやすい内容とする。ただし、「孤立の予防」「介護予防」「子育て支援」等の効果が期待できる活動とする。ただし、区や町内会、他団体が主催する行事（春・夏・秋祭り、クリーン作戦等）や継続して行う趣味的な活動（編み物教室、グランドゴルフ、農作業等）、役員の集まり・総会はサロンと認めないものとする。

- 2 社協は、地域住民が活動を取り組みやすくするための相談・支援、条件整備につとめること。

(実施回数)

第5条 サロンの実施回数は、年6回以上開催することとする。ただし、1回の開催につき5名以上の参加とする。

(実施場所)

第6条 サロンの実施場所は、地域住民が徒歩で参加できる各地区のコミュニティハウス、集会所、公民館等とする。

(補助の申請)

第7条 サロン活動実施のため補助を受けようとする者は、既定の申請書及び活動計画書（様式1）の提出により、社協会長へ申請するものとする。

(補助金額)

第8条 サロンは、原則として参加者の参加費等の自主財源で運営を行うものとするが、費用の一部を社協の予算の範囲内で別表のとおり交付する。

(活動の報告)

第9条 補助金の交付を受けたサロンは、活動の完了時あるいは年度末に、以下の書類等を添付し社協会長へ事業の完了を報告しなければならない。

- (1) 実施報告書(様式2)
- (2) 収支報告書(様式3)
- (3) 事業にかかった経費が確認できるもの(領収書等)(様式4)

(その他)

第10条 この要綱に定められるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、社協会長が別に定めるものとする。

(施行期日)

附 則

- この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

別表

| サロンの形態  | 算出式                                   |
|---------|---------------------------------------|
| ふれあいサロン | $10,000円 + (@100 \times \text{延べ人数})$ |
|         | 上限額 40,000円<br>(年40回以上実施)上限額 60,000円  |

※子育てサロンは1グループあたり20,000円

※ 新規は一律 (1グループあたり) 20,000円